

年金

年金の請求を
忘れないで！

国民年金や厚生年金などは、受給できる年齢に達したら、自動的にもらえるものではありません。必ず、本人が年金の請求をすることで支給されるものです。そのため、年金を受けられる資格がきたら、忘れずに請求しましょう。

なお、年金の請求についての詳しいこと（必要な書類など）は、それぞれの年金請求を行う提出先にお問い合わせください。

提出先は、次のとおりです。

老齢、退職給付

国民年金にだけ加入の方

〈1号期間のみ〉

市町村の年金窓口

〈1号と3号期間あり〉

社会保険事務所

厚生年金にだけ加入の方

社会保険事務所

共済組合にだけ加入の方

〈単一の共済組合のみ〉

加入していた共済組合

〈複数の共済組合の場合〉

退職年金は、それぞれの共済組合。

老齢基礎年金は、社会保険事務所

複数の年金制度に加入の方

国民年金と厚生年金は、社会保険事務所。

共済年金は、それぞれの共済組合。

障害年金、障害給付

遺族年金、死亡一時金など

障害の原因となった病気やけがの初診日（請求する病名を初めて診断された日）又は死亡した日が、

○国民年金に加入中の場合

〈1号期間の場合〉

市町村の年金窓口

〈3号期間の場合〉

社会保険事務所

○厚生年金に加入中の場合

社会保険事務所

○共済組合に加入中の場合

それぞれの共済組合

問い合わせ

松山西社会保険事務所

☎ 925-5105

役場町民課年金係

☎ 985-4106

「下水道 旅する水のお医者さん」

9月10日は「下水道の日」

下水道ができると、私たちの街がきれいに！



3 海や川や水路がよみがえります。



1 住宅周辺の生活環境をよくします。



4 大雨が降っても浸水しません。



2 便所がすべて水洗便所になります。

「下水道の日」は、昭和36年に著しく遅れていたわが国の下水道の全国的な普及を図るために、「全国下水道推進デー」を定めたのが始まりです。その後、より親しみやすい名称として「下水道の日」となりました。下水道に対する国民の理解と関心を深め、下水道の普及とその十分な活用を促進しようとするものです。

現在、松前町は、都市化が進み、排水路などの水質汚濁や生活環境の

悪化が進んでいます。松前町の公共下水道事業は、計画区域700軒、処理人口36,700人で、昭和62年度から着手し、平成14年度に筒井・浜の一部地区から利用を開始しています。

今後とも町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

役場下水道課業務係

☎ 985-4126